

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合</p>	<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合</p>
<p>六月に支給するとき は百分の百二・五、十 二月に支給するとき は百分の百七・五</p> <p>六月に支給するとき は百分の八十二、十 二月に支給するとき は百分の八十六</p> <p>六月に支給するとき は百分の六十一・五、 十二月に支給する ときは百分の六十四・ 五</p> <p>六月に支給するとき は百分の三十・七五、</p>	<p>百分の百二・五</p> <p>百分の八十二</p> <p>百分の六十一・五</p> <p>百分の三十・七五</p>

3
5
略

十二月に支給すると
きは百分の三十二・
二五

別表第一 (第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三五〇、五〇〇円
	一	三六八、五〇〇円
二	一	四二四、〇〇〇円
	二	四三四、一〇〇円
	三	四四四、三〇〇円
	四	四五四、五〇〇円
	五	四六四、七〇〇円
	六	四七四、八〇〇円
	七	四八五、〇〇〇円
	八	四九一、八〇〇円
	九	四九八、六〇〇円
	一〇	五〇六、〇〇〇円
三	一	五二七、一〇〇円
	二	五三四、四〇〇円
	三	五四一、七〇〇円
	四	五四一、七〇〇円

別表第二 (第三条関係)

級	号給	給料月額
三	四	五四一、七〇〇円
三	三	五三四、四〇〇円
三	二	五二七、一〇〇円
三	一	五〇六、〇〇〇円

3
5
略

別表第一 (第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三四五、六〇〇円
	一	三六三、五〇〇円
二	一	四一八、八〇〇円
	二	四二八、八〇〇円
	三	四三八、九〇〇円
	四	四四八、九〇〇円
	五	四五九、〇〇〇円
	六	四六九、〇〇〇円
	七	四七九、一〇〇円
	八	四八五、八〇〇円
	九	四九二、五〇〇円
	一〇	五〇〇、二〇〇円
三	一	五二一、一〇〇円
	二	五二八、四〇〇円
	三	五三五、七〇〇円
	四	五三五、七〇〇円

別表第二 (第三条関係)

級	号給	給料月額
三	四	五三五、七〇〇円
三	三	五二八、四〇〇円
三	二	五二一、一〇〇円
三	一	五〇〇、二〇〇円

三	二	一
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	二 一
四〇一、七〇〇円 三九六、一〇〇円 三八七、八〇〇円 三七九、五〇〇円 三七一、二〇〇円	三四三、九〇〇円 三三六、三〇〇円 三二八、八〇〇円 三二一、三〇〇円 三一三、八〇〇円	二七八、四〇〇円 二七九、三〇〇円

三	二	一
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	二 一
三九六、〇〇〇円 三九〇、五〇〇円 三八二、三〇〇円 三七四、一〇〇円 三六五、九〇〇円	三三八、五〇〇円 三三一、一〇〇円 三二三、七〇〇円 三一六、三〇〇円 三〇八、九〇〇円	二七四、六〇〇円 二七一、四〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通勤手当）</p> <p>第十一条 議員秘書は、通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第五項に定める一箇月当たりの通勤手当の額の最高額の百分の六十に相当する額を受ける。</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 百分の百五</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の八十四</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の六十三</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第十一条 議員秘書は、通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額の最高額の百分の六十に相当する額を受ける。</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 六月に支給するとき は百分の百二・五、十二月に支給するとき は百分の百七・五</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 六月に支給するとき は百分の八十二、十二月に支給するとき は百分の八十六</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するとき は百分の六十一・五、十二月に支給するとき は百分の六十一・五</p>

四 在職期間が三月未満の場合

百分の三十一・五

3
5
略

附則

1
20
略

(通勤手当の特例)

21 議員秘書の通勤手当については、当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第五項に定める一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十一号）による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。

22
24
略

四 在職期間が三月未満の場合

五
きは百分の六十四・

六月に支給するとき
は百分の三十・七五、
十二月に支給すると
きは百分の三十二・

二五

3
5
略

附則

1
20
略

(通勤手当の特例)

21 議員秘書の通勤手当については、当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十一号）による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。

22
24
略